

石綿対策説明会を開催しました

【令和8年8月26日（水）於：埼玉労働局14階雇用保険説明会場】



●特別講演

「レベル2・3の石綿対策工事の提案
（解体業者向け）」

一般社団法人日本石綿対策技術協会
理事長 姫野 賢一郎 様

「建築物等の解体等工事における大気
汚染防止法等の規制について」

埼玉県環境部大気環境課
規制化学物質 技師 横堀 様



「フロン排出抑制法について」

埼玉県環境部大気環境課
規制化学物質 技師 山口 様



挨拶する川又健康安全課長



「石綿障害予防規則改正のポイント」

埼玉労働局労働基準部健康安全課
篠原地方労働衛生専門官



本説明会は埼玉労働局と埼玉県の共催により開催しました。
埼玉労働局から労働安全衛生関係法令について、埼玉県から大気汚染防止関係法令について説明を行いました。特別講演では、一般社団法人日本石綿対策技術協会の姫野理事長から、「レベル2・3の石綿対策工事の提案」をテーマとして、法令遵守と現場実務の両面についてご講演いただきました。
※申込者190名（会場+オンラインの合計）
※石綿関連情報等については以下もご確認ください。

石綿障害予防規則に基づく解体・改修作業時のポイント（作業者向け）



石綿障害予防規則に基づく解体・改修作業時のポイント〔作業者向け〕

法令で定められた措置内容が10ページにまとめられています。



建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和8年2月改定）

厚生労働省、環境省が作成しているマニュアルで、各法令の解説等が記されています。

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

令和8年2月
（令和8年2月改定）

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課
環境省水・大気環境局環境管理課



石綿対策は「皆さま」に関わる問題です（発注者・オーナー向け）〔令和6年（2024年）度版〕

建築物等の解体・改修工事の発注者となる方（オーナーなど）に向けて、石綿対策の必要性をお伝えするためのリーフレットです。



一部工作物の解体・改修・メンテナンス等の工事に当たっては工作物石綿事前調査者による事前調査が必要です！（令和7年（2025年）度版）

令和8年1月1日以降着工の工事から、特定工作物の石綿事前調査についても、有資格者による調査が義務化されています。



石綿（アスベスト）の事前調査は施工業者（元請事業者）が必ず行う必要があります！（令和6年（2024年）度版）

リーフレット裏面に工事・作業別の規制内容早見表を掲載しています。



石綿（アスベスト）に関する県民の皆様向けの情報（埼玉県HP）

最新の法改正等を踏まえたYoutube（限定公開）上の説明会の案内等を行っています。



石綿使用建築物等の解体等工事に係る関係法令説明会受講申込（埼玉県電子申請・届出サービス）

上記で紹介したYoutube（限定公開）上の説明会の申込窓口です。



フロン類の適正管理・回収等に関するページ（埼玉県HP）

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器等の使い方・捨て方の案内等を行っています。

